

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定放棄請求権

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688

(2)

關係各省會議 52.3.9
③

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

首席事務官
副事務官

沖縄に関する諸問題の取扱
(主管官決定)についての関係者
局長会議開催について

52. 3. 7
22 /

3月7日、内閣府議定片山氏より、現在
主管官が判然としていない沖縄に関する

諸問題 (VOA、対米請求権、地籍、
交通等)の主管官を決定する目的で次

の要領で会議を開催するの^{アメリ}で、局長 (1庁
都合悪い場合は代わりの方)の出席を

促した。この連絡があったので報告する。
なお、同氏によれば、VOA及び対米請

求権等は沖縄開発庁が中心にあると思

2. 昌頭、渡部内閣府議定長より要石
次の説明があった。

2月24日の衆議院において上原康助
議員 (社)より、官房長官に対し「沖縄に

おける諸問題 (例えば交通方法の変更
問題、地籍問題、放棄請求権問

題、VOA取扱い待遇問題)について、
これの者が所掌なのか判然としてい

ないために地元では強い不満がある。官
房長官の指導のもとに担当者として明確

に「お答えではないか」との趣旨の答へが行わ
れ、これに対し(官房長官より)「十分検討

して遺憾ないようになりたい」旨の答へが
行われた。(別添参照)

地元では担当官庁が明確でない結果、陳情等が先行またはされることになり

不満があると思われるので、本会会では別途2のラインで政府部内の意思統一を促す。

3. 上記説明に対し、奥谷南苑が総務局長は窓口を南苑にされると所掌自体も南苑になるのではなかとの懸念から、相多執務の反論と並び、内閣側より、別途2の趣旨は、国会対策として窓口を一歩にして、別途2の2の問題については予算委員会において南苑(所管官庁が明確にない)

南苑長官が再々答弁に立つことになり、これら問題の内容について南苑

のみが責任を肩負うべきではない旨を述べ、追加説明が行われた結果、南苑側が折れて、内閣(京大副長官)の意向として同ラインを長官にも上げることとした。

(この際南苑は、窓口として同官が担当するとしても、各官庁の令渡の文書は内閣で担当し、厚いとの専断がなされたが、これも一蹴された。)

4. 国会議の形式的窓口事務担当向題に付随し、VOA取扱い向題及び

対米放棄請求権向題と並び、実質的議論も若干なされたが、

特に取扱いの差額支給者については(陳情実態は)他への波及も起るため、何ら国内措置はとら

(結論を出す前に関係省庁間の協議の必要がある)

ない方向で回る模様である。浅尾参

事官はこの案について意見を求められ、何ら

米測と退職金支給を求めるとは不可能

措置をとらぬということを決意するが

それはこれ以外務省としても異議はない旨

述べた。また後者については、53年度予

算要求時までに何らかの新しい措置を

講ずることが望ましく、このため必要ならば、

担当者等を定める新しい立法措置を

講ずることも考へ得るという意見が支配的であ

った。(理行政の解釈としては閣議決定

であるとの意見が内閣審議室より述べられた)

復帰前における沖縄の特殊事情に起因する
問題の取扱いはいついつ(案)

5.2.3.9
内閣審議室

1(1) 復帰前における沖縄の特殊事情に起因する問題
事案については、別紙法律案には閣議決定で定める
もののほか、沖縄開発庁(現地においては沖縄
開発庁沖縄総合事務局)において窓口事務を担当する。

(2) 上記事案の処理については、随時関係者庁間の
協議し、必要のある場合には関係の閣僚会議
を開催するものとする。この場合の庶務は沖縄
開発庁が担当するものとする。

又表面する下記の記事については、上記の原則に従っ
て処理するものとする。

- (1) VOA職員および契約従業員の問題
- (2) 1)の中を対米放棄請求権問題

(注) 次の事業については、すでに下記に引、所掌を明記
OKを打てる。

(1) 通行方法の変更問題

総理府総務長官と本部長とが「沖縄県交通方法変
更対策本部」(閣議決定昭和48年9月18日)を担当する。

(2) 地籍明確化問題

非軍用地については、沖縄開発庁が担当する。

沖縄開発庁設置法、附則第3条1項(「沖縄開発庁は本
県の経費の割合に對し、閣議決定した事業に對する財政
第3条1号)

予算用地については、防衛庁が担当する。

沖縄総県内区域の駐留軍用地等に関する特別措置法
(案)

条約課長 法規課長

PMリカ局長

参事官

北米第一課長

首席事務官

総務課長

沖繩に関する諸問題の取扱い(主官官庁
決定)についての関係各局長級会議
の模様について

52.3.9

土曜

1. 3月9日 14:00から1時向、総務官部
道正官房副次官室において、下記の出席

のもとに標記に因り会議が開かれた。
記

内閣	道正官房副次官
	渡部内閣副次官
沖繩南支庁	滝谷総務局長
外務省	浅尾PMリカ参事官
防衛施設庁	安井次長
芳仲省	遠藤公安局長

書水が、PMリカ局長には参考料に出
席を希望するものである。

1. 日時及場所

3月9日(水) 午後2時

総務官部2階、道正官房副次官室

2. 出席者

沖繩南支庁	総務局長
防衛施設庁	次長
芳仲省	公安局長
総務府	交通安全対策局長
内閣	道正官房副次官
	渡部副次官

条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米課長

首席事務官

沖繩における対米放棄請求権
(内閣審議室の役割)

52. 3. 17

中比 1

3月17日内閣審議室田中審議官より、
次の連絡があった。

道日道正副長官令で行われた沖繩に
対する米内閣の取扱いに内閣関係者

局長級会議において、対米放棄請求権
内閣に内閣関係者会議の招集と

沖繩内閣が担当する方針が示さ
れたが、その後道正副長官と内閣

事務次官との話し合いにより、これと
内閣審議室が担当することとなった。

GA-6

外務省

347

放棄請求権

52. 5. 23(用)受領

521-1992

52. 5. 23(用)受領

沖繩島の已域内における位置境界不明
地域内の各筆の土地の位置境界の明確化

等に関する特別措置法について、

法については、唯今、内閣府長官から発言
のあった所であり、この際、沖繩内閣

府長官として一言申しあげておきたい。

1. これまで申しあげてきた通りであるが、
沖繩にある広大な基地の計画的な

整理統合は今後の沖繩の振興開発
にとって必須の緊要務であること

条約上の義務である基地の安定使用の
確保が第一のためと必要に応じて

対応していくことである。

GA-6

外務省

の
見
え

金
田
の
回
答
に
関
する
事
件
と
な
る
か
ら
の
事

このことについては、併に外務大臣、方
衛官の御配慮を煩わしたい。

2. 戦後の沖縄において大正な課題で
ある地籍明確化については、新法で

国の責務であることと明らかにすること
が前進を見込め、あと未だ放棄請求権

旧軍買収地、VOAなど未償還課
題が残されている。この点については

出来るだけ早く着め、解決でき
るから、解決に努めざるべきと

考えているが、関係各府の御協力を
不願わしい。

3. 最後に新法は、従来の各府の法
体系に互わせた変更を加えるもので

はな、が地籍の明確化事業の進
進、各府の一助として法文を明確化

した関係地域内のつばれ地(所有
地土に道路等の公共施設があるもの)

問題の解消については、各府の専門的
立場からの助言と従来とのあつた

基準を越えた積極的な協力が
必要であることを特に付言にあり

をたい。

地籍問題

(経緯)

沖縄県には、戦災、米糧接收等のため、土地の
区画形質が全く変貌し、かつ戦前の公図、公簿
が焼失したため、国土調査法に基づく地籍
調査により地籍を確定することが不可能な地
域が広範に存在し、種々の社会的、経済的混
乱をまねいている。これに対処するため、復帰前
に返還された土地については、沖縄開発庁にお
いて県の協力を得て所要の調査を実施し、
現在は、地権者の集団和解方式により境界設定
のため所要の措置を講じている。また、復帰後

返還された土地、現在提供されている土地に
ついては、防衛施設庁において地主の集団
和解を基礎とする境界明確化に対処して
いる。本格的な境界設定調査は昭和
50年度から実施されている。

境界不明地の面積は、昭和47-48年
に県が実施した調査によると、141平方キロメ
ートル、うち軍用地121平方キロメートル、非軍用地
20平方キロメートルである。

(問題点)

地籍問題については、「駐留軍用地等特別措置法案」に関連し、立法問題が提起されているが、その論点は集約すれば次のとおりである。

(1) 政府系の地籍明確化の措置(第2章)

は軍用地だけを対象にしているのでもこれを拡大し、非軍用地も含めた地籍明確化の立法をすべきである。

(2) 軍用地、非軍用地も含め政府の担当を一率化すべきである。

(3) 現在行われている集団和解方式では解決しないので、解決推進のため、特別立法を

すべきである。

これに対し、政府は現行方式(軍用地は施設庁、非軍用地は沖縄肉養庁)が現実的対応であり、また土地の所有権に関する問題であるので、所有者の合意に基づく集団和解方式で解決を図るのが適切であり、現段階では、行政機関による境界決定票を含めた立法は適切でないとしている。

沖縄の通行方法変更に伴う問題について

上記の問題については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）」に基づき、昭和50年6月24日閣議決定で昭和53年7月末を目途として実施することになっている。

そのための「沖縄県交通方法変更対策本部」（昭和48年9月18日閣議決定）が設置された。これは、総理府総務長官と本部長とし、管理部会、交通安全部会、車両部会、施設部会の各専門委員会と専門的事項を検討している。また、同本部の庶務は総理府交通安全対策室で処理することになっている。具体的な

25

事項については別添のとおりに分担が決っており、従って、沖縄の通行方法変更に伴う問題について、改めて所管官庁と次の子次等は無い。

資料
/

沖縄の通行方法変更実施日決定までの経緯

- 47 5.15 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律施行。同法によつて、①沖縄の交通方法は政令で定める日までの間は従前どおりとされ、②政令で定める日の指定に当たつては、法律施行日から起算して3年を経過した日(50.5.15)以後の日で諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行うことができると認められる日を選定するものとし、③当該政令は変更日から起算して6月前までに公布することとされた。
- 48 9.18 閣議で ①51年度実施を目途として準備を進めること ②関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保し、その円滑な実施を推進するため、総理府に「沖縄県交通方法変更対策本部」を設置することを決定
- 48.12.21 閣議で海洋博の延期を決定(50.3.2~50.8.31 →50.7.20~51.1.18)
- 49 1.30 管理部会 既定方針どおり51年度実施を申合せ

- 49 6.18 管理部会の席上沖縄県企画調整部長52年夏を希望する旨発言
- 49 6.25 関係省庁打合せ会、運輸省から53年4月以降でないとの発言はあつたが、52年夏実施を再確認
- 49 9.10 関係省庁打合せ 沖縄開発庁から53年夏実施を提示
- 49.12.4 関係省庁局長会議 53年夏実施の方向を確認
- 50 4.23 関係省庁打合せ 53年夏実施という閣議決定の方向を確認
- 50 5.19 関係省庁打合せ 53年7月30日を実施日とすること。表現は7月末を目途とすることについて合意
- 50 5.30 交通安全対策室長の変更日に関する照会に対し、沖縄県知事から53年7月末が適当である旨回答
- 50 6.2 管理部会 閣議決定案了承
- 50 6.24 昭和53年7月末を目途とすることを閣議決定

資料
又

沖縄県における交通方法変更の実施時期について

(昭和50年6月24日)
閣議決定

沖縄県における交通方法の変更については、「沖縄県交通方法変更対策本部の設置について」(昭和48年9月18日閣議決定)に基づき、昭和51年実施を目途として準備を進めるものとしているが、諸般の事情にかんがみ、その実施時期については、昭和53年7月末を目途とするものとする。

資料
3

沖縄県交通方法変更対策本部の設置について

昭和48年9月18日
閣議決定

- 1 沖縄県における交通方法の変更については、昭和51年実施を目途として準備を進めるものとし、交通方法の変更及びこれに関連する対策について、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その円滑な実施を推進するため、総理府に沖縄県交通方法変更対策本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	総理府総務長官
副本部長	総理府総務副長官
本部員	大蔵事務次官
	文部事務次官
	通商産業事務次官
	運輸事務次官
	建設事務次官
	自治事務次官
	警察庁長官

沖縄開発事務次官
防衛施設庁長官
沖縄県副知事

- 3 本部の会議について本部員を補佐させるため、本部に幹事を置く。
幹事は、関係行政機関の職員で、本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係行政機関その他の機関の代表者の報告及び意見を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、当分の間、内閣総理大臣官房交通安全対策室において処理する。
- 6 前5項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

沖縄県交通方法変更対策関係法規抄録

資料
4

認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して6月前までに公布するものとする。

(1) 道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号）

第9条第1項

道路において同一方向に進行する車両は、道路の同一の側を通行するものとし、その通行する側は、それぞれの国においてすべての道路について統一されていなければならない。ただし、一方通行に関する国内法令の適用は妨げられないものとする。

(2) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）

第58条

- 1 沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、歩行者の左側通行及び車両の右側通行の原則に従い政令で定めるところにより必要な調整をして、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を適用する。
- 2 前項の政令で定める日を指定するにあつては、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行うことができると

資 料
5

沖縄県交通方法変更対策本部幹事の指定及び本部の運営に関する本部
長決定について

総文第239号

昭和48年10月1日

沖縄県交通方法変更対策本部
本 部 員 段

沖縄県交通方法変更対策本部本部長
総 理 府 総 務 長 官

沖縄県交通方法変更対策本部幹事の指定及び本部の運営に
関する本部長決定について（通知）

標記について、沖縄県交通方法変更対策本部の設置に関する閣議決定
（昭和48年9月18日）の規定に基づき、下記のとおり決定しまし
たので、通知します。

記

1. 閣議決定第3項の規定に基づく幹事については、別紙1に掲げる官
職にある者とする。
2. 閣議決定第6項の規定に基づき、対策本部の運営について別紙2の
とおり定める。

別紙 1

沖縄県交通方法変更対策本部幹事名簿

- 内閣総理大臣官房交通安全対策室長
- 大蔵大臣官房審議官
- 文部省体育局長
- 通商産業省機械情報産業局長
- 運輸省自動車局長
- 建設省道路局長
- 自治大臣官房長
- 警察庁交通局長
- 沖縄開発庁振興局長
- 防衛施設庁次長
- 沖縄県企画調整部長

別紙 2

沖縄県交通方法変更対策本部の運営について

1. 沖縄県交通方法変更対策本部（以下「本部」という。）は、必要に応じ、幹事による幹事会を随時開催するものとし、副本部長が召集する。
2. 本部に次の専門部会を置き、交通方法の変更及びこれに関連する対策について、専門的事項を検討するとともに関係行政機関相互の緊密な連絡を確保するものとする。

- 管理部会
- 交通安全部会

- 車両部会
- 施設部会

3. 各専門部会において検討する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- 管理部会 交通方法変更の実施期日、広報及び安全教育に関する事項その他の部会の所掌に属しない事項
- 交通安全部会 交通方法の変更に伴う交通規制その他交通の安全の確保に関する事項
- 車両部会 車両の更新、改造等に関する事項
- 施設部会 道路交通施設その他の公共施設の改造、移設等に関する事項

4. 各専門部会の構成は、それぞれ次のとおりとする。ただし、部会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

管理部会

- 部会長 内閣総理大臣官房交通安全対策室長
- 部会員 内閣総理大臣官房参事官
- 大蔵大臣官房審議官
- 文部省体育局審議官
- 通商産業省機械情報産業局長
- 運輸省自動車局業務部長
- 運輸省自動車局整備部長
- 建設省道路局次長
- 自治大臣官房企画室長
- 自治省財政局財政課長
- 警察庁交通局長参事官

防衛施設庁施設部連絡調整官
 沖縄開発庁総務局総務課長
 沖縄開発庁振興局振興第一課長
 沖縄開発庁振興局振興第三課長
 沖縄総合事務局次長
 沖縄県教育長
 沖縄県警察本部長
 沖縄県総務部長
 沖縄県企画調整部長
 沖縄県土木部長

交通安全部会

部会長 警察庁交通局長
 部会員 内閣総理大臣官房参事官
 運輸省自動車局整備部長
 建設省道路局次長
 警察庁交通局参事官
 沖縄開発庁振興局振興第一課長
 沖縄総合事務局次長
 沖縄県警察本部長
 沖縄県企画調整部長

車両部会

部会長 運輸省自動車局長
 部会員 内閣総理大臣官房参事官
 通商産業省機械情報産業局次長

運輸省自動車局整備部長
 建設省道路局次長
 警察庁交通局参事官
 沖縄開発庁振興局振興第三課長
 沖縄総合事務局次長
 沖縄県警察本部長
 沖縄県企画調整部長

施設部会

部会長 沖縄開発庁振興局長
 部会員 内閣総理大臣官房参事官
 運輸省自動車局業務部長
 建設省道路局次長
 自治省財政局財政課長
 警察庁交通局参事官
 防衛施設庁施設部連絡調整官
 沖縄開発庁総務局総務課長
 沖縄開発庁振興局振興第一課長
 沖縄総合事務局次長
 沖縄県警察本部長
 沖縄県企画調整部長
 沖縄県土木部長

沖縄県交通方法変更に関する事務の分担表

事 項	所管省庁
1 沖縄県交通方法変更対策本部各種庶務事項	総 理 府
2 各省庁間の連絡調整	総 理 府
(1) 交通方法変更実施時期の決定 (2) 準備状況の連絡調整 (3) その他各種施策の各省庁間の連絡調整	}
3 広報教育関係	総 理 府
(1) 各種広報の連絡調整 (2) 一般広報 ① 一般県民に対する広報 ② 幼児老人に対する広報 ③ 県外来訪する本土の観光客等に対する広報 ④ 県内広報体制の整備 (3) 学童生徒に対する指導教育 ① 学童生徒に対する教育 ② 教員に対する研修 ③ 指導訓練計画 (4) 交通規制，指導取締等に関する広報教育	} 沖縄開発庁 } 文 部 省 } 警 察 庁
4 交通安全関係	警 察 庁
(1) 交通安全施設の切換事業 (2) 交通指導取締活動 5 車両関係 (1) 営業用バス車両対策 (2) 車両前照燈の切換対策 (3) 速度表示燈の付替対策	} 警 察 庁 } 運 輸 省
6 施設関係	建 設 省
交通安全施設等の切換整備事業 (道路管理者分)	}
7 米軍関係	主として 外務省 (防衛施設庁)
(1) 米軍との連絡調整機関の設置 (2) 米軍人，軍属及び家族に対する広報 (3) 米軍車両対策 (4) 基地内道路対策	}

(52.2.28)

V.O.A 沖縄中継局の閉鎖に伴う
日本人従業員等の解雇問題について

(経緯)

V.O.A 沖縄中継局は、沖縄の返還協定交渉

の取極めによつて、本年5月1日をもって運営

を停止することとなつてゐる。これに伴い、

日本人正規従業員24名と警備等に従事している

契約従業員20名は順次解雇されることとなる。

これに関し、一昨年来退職手当の保障その他の

措置を講じてもらいたい旨の陳情、国会質問等

が行われてきた。なお、これらの者を対象として

設けられてゐる援護措置は、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発特別措置法に基づき、復帰

沖縄開発庁

B-5 上3554 (100枚入り)

の影響を受けて高職等を余儀なくされた

者として、高職等の日から3年間、就労

促進手当の支給その他の援護措置が講じ

られる。

(2) 米側の配慮もあつて、昭和51年1月1日から

雇用保険制度に加入しているので、高職後

同制度に基づき、失業給付金等が支給される。

(肉題実)

(の適用)

陳情は、上述の措置に加えて、退職手当の保障

及び再就職のあつせんを要請している。

(に支給される)

(1) 正規従業員、退職手当と駐留軍労務者の

それとの間には次のような較差があるが、

沖縄開発庁

B-5 上3554 (100枚入り)

陳情はその差額の政府保障を要求している。

◎ 退職手当計算式の比較 (整理退職)

従業員 勤続年数	VOA 職員 (給与月額 × 勤続月数 / 12)	駐留軍労働者 (MLC) { 給与月額 + (給与月額 × 勤続月数 / 12) } × 1.05
2年未満	(" ") × 1.2	{ " + (" ") × 1.3 } × 1.05
2年以上 5年未満	(" ") × 1.3	{ " + (" ") × 1.6 } × 1.05
5年以上 7年未満	(" ") × 1.4	{ " + (" ") × 1.7 } × 1.10
7年以上 15年未満	(" ") × 1.5	{ " + (" ") × 1.7 } × 1.20
1人当平均 支給金額	4,619,240円	7,197,959円 (差 2,578,719円)

(注) MLCは給与月額に諸手当が含まれる。

(2) 契約従業員については、解雇に伴う退職

手当は支給されないとされており、駐留軍

同様の手当を要求している。

沖縄県民の対米放棄請求権について

1. 沖縄の復帰前における米国の沖縄統治に関連して発生した各種損害については、沖縄返還協

定において日本政府が米国に対し請求権を放棄したのをごとの補償措置を講ずべきであると

して、沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会(会長、沖縄県知事)より、昭和49年及び

昭和50年の2次にわたり離作補償、土地復元補償、漁業補償等14項目、1,159億余円の補

償の請求がなされている(漁業補償については、この請求のほか、漁業団体より、約500億円の

請求が防衛施設庁に提出されている)。

2. 対米放棄請求権について政府は、沖縄復帰

対策要綱(第3次分-昭和46年9月閣議決定)において「実情を調査のうえ、国において適切な

措置を講ずる」という方針を定めているがこの
対策について昭和48年、内閣審議室、防衛施

設庁及び沖縄開発庁で協議した結果、防衛施
設庁において実情の調査を行おうことになり昭

和49年度以来調査を実施しているが、最近一
応この調査を終了した。

3. しかしながら防衛施設庁のこの調査は概括
的の調査であり、米施政権下の複雑な請求権

の実態を把握し、請求権問題の処理方針を
策定するためには、なお掘下げの分析、検討が

必要であることがわかったため、内閣審議室、
防衛施設庁、沖縄開発庁が再度協議した結

果、昭和51年度から沖縄開発庁の一部の項目
について防衛施設庁に協力して、項目ごとの

分析、検討をすすめるとともに、請求権問題
全体の今後の方針については、こうした分析、

検討と併行して、内閣審議室、防衛施設庁、
沖縄開発庁その他関係省庁により検討を繰

けている。

(別紙)

放棄請求権等補償請求統計表(1次、2次計)

請求項目	件数	請求金額
1. 残地補償	2327 ^件	13億6670万円
2. 離作補償	17,147	576億2513万円
3. 水利補償	1,954	4億5687万円
4. 入会補償	901	1億8,123万円
5. 土地復元補償	11,669	128億8,468万円
6. 管理費補償	5,531	29億9,189万円
7. 境界設定費補償	9,870	3億7,409万円
8. 土地使用料補償	24,375	107億2,501万円
9. 近傍財産補償	662	2億3,370万円
10. 地上物件補償	41,649	75億3,966万円
11. 漁業補償	5,005	146億7,912万円
12. 復帰前の糶賠償 額会K53却下事 業補償	167	9億5,566万円
13. 米田土地損害賠償 請求審査委員会K53 却下事業補償	236	18億2,206万円
14. その他	2	41億3,314万円
合計	151,495	1159億6,896万円